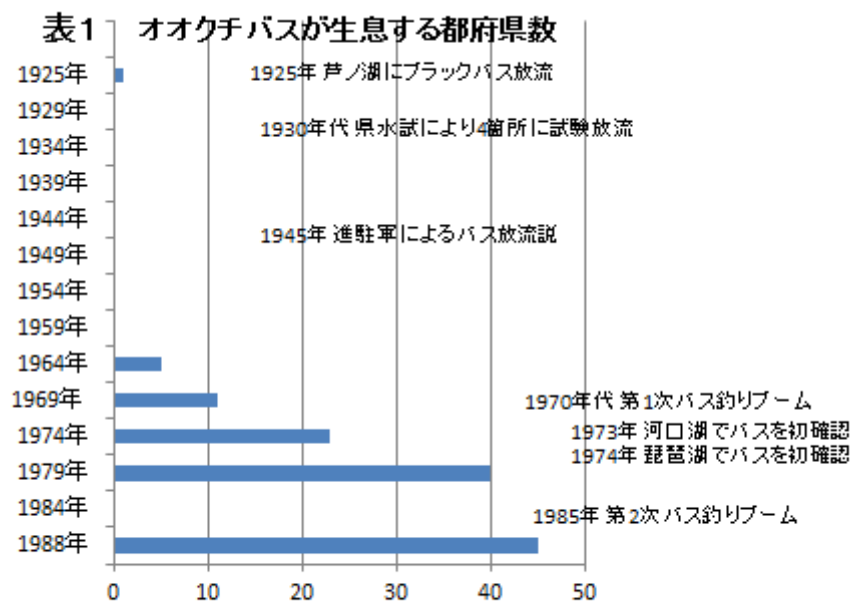


ブラックバス防除の歴史

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 小林光

1. ブラックバス問題の経緯

北米原産のオオクチバスが 1925 年に神奈川県芦ノ湖に放流されてから 40 年間は大きく生息地を拡大することはなかったが、1970 年代のバス釣りブームに伴い急速に拡散し、その後の約 20 年間で全国に分布するようになった。(表 1)



第 2 次バス釣りブームが始まる頃、オオクチバスの漁業被害に堪りかねた琵琶湖の漁民が駆除に乗り出すと、釣り愛好家から漁協に対して非難が殺到する事態（1984 年）になった。オオクチバスによる水生生物全般への壊滅的な影響に対し水産庁は 1992 年にバスの移殖を制限するよう都道府県に指示したが効果は少なかった。一方でバス釣りは益々盛んになり、1996 年に山梨県河口湖で開催された「バスの祭典」には 1 日に 2 万人の釣り人が詰めかけた。その頃になると、バス釣りに対する批判がようやくマスコミでも取り上げられるようになり、バス問題が社会問題化し始めた。

行政においては、水産庁による外来魚密放流防止事業（1997 年）、滋賀県による本格的な外来魚駆除事業（1999 年）などバス対策が始まったものの、その時点で既にオオクチバスは全国で猛威を振るっていた。このような事態に政府としてもバス問題を放置できず、2004 年に外来生物法を制定し 2005 年 6 月の

法施行と同時にオオクチバス、コクチバス、ブルーギルを特定外来生物として指定して、その対応に乗り出したのである。(表2)

表2 **ブラックバスを巡る攻防**

年	出来事	出来事
1989		河口湖にバスの漁業権免許(山梨県)
1992	バスの移殖制限の指示(水産庁)	
1994		山中湖、西湖にバスの漁業権免許(山梨県)
1996	バス釣りへの批判報道始まる	バス釣りブーム肥大化 (河口湖「バスの祭典」に2万人)
1997	内水面外来魚等密放流防止体制 推進事業(水産庁)	
1999	琵琶湖で外来魚対策本格化(滋賀県)	
2000	移入種問題検討会を設置(環境庁)	バス生息地棲み分け案(水産庁) 公認バス釣り場設定のための 100万人署名運動(日本釣振興会)
2001	全都道府県でバスの密放流禁止	
2002	琵琶湖でリリース禁止条例(滋賀県)	リリース禁止を巡り4か月の攻防(滋賀県)
2003	中央環境審議会移入種対策審議会の 答申(環境省)	リリース禁止を知事が取消し(長野県) 芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖における バスの漁業権更新(神奈川県、山梨県)
2004	外来生物法が国会で可決成立	
2005	特定外来生物の指定に関するパブコメ(環境省) 外来生物法施行、バスを特定外来生物に指定	パブコメに対し、バスの特定外来生物指定に 反対する意見10万件

2. ブラックバス防除活動の展開

「外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」が2005年6月に施行されると同時に、特定外来生物としてブラックバス(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)が指定されたことを契機に、同年11月に「全国ブラックバス防除市民ネットワーク(略称ノーバスネット)」が15団体の賛同を得て発足した。ノーバスネットの設立趣意書を見ると、次のように書かれている。

『(ブラックバスが指定されたが)現実的には、これらの外来魚は全国各地の河川湖沼に広がり、被害や影響を与え続けています。これらの外来魚を防除し、各地において守りたい・取り戻したい生態系を維持・回復するためには、各地の市民団体が連携し、情報の交換・蓄積や防除技術の開発などを行ない、防除活動の輪を全国に広めていくことが不可欠だと私たちは考えました。そして、そうした役割を担うものとして「全国ブラックバス防除市民ネットワーク」を位置づけ、ブラックバスの防除に取り組む全国各地の市民団体の皆様に、参加を呼びかけていくことと致しました。(中略)一方、私たちのめざしていることは、ブラックバスを防除するだけでは達成できません。ブラックバスの防除に取り組む多くの団体は、地域の希少魚類や在来生態系などを守りたい・取り戻したいという動機から、やむなくブラックバスの防除を行なっています。大事なのは、「それぞれの地域で最終的に守りたい・取り戻したい生態系の目標像」を明確に

持ち、その中にブラックバスの防除を位置づけながら、防除を続けていくことです。これはたいへんむずかしいことですが、この目標をしっかりと立てられなければ、外来魚の駆除そのものが目的になったり、ブラックバス以外の問題への対策がおろそかになるなどして、「それぞれの地域で最終的に守りたい・取り戻したい生態系の目標像」からかえって遠のいてしまう結果を招きかねません。』

引用が少々長くなったが、政府が行うブラックバスの防除に呼応して、市民レベルでの防除活動を実施し外来魚のいない健全な水辺を目指すことがノーバスネットの目的である。この目的に沿って、ノーバスネットは一般の人には比較的関心の薄い水辺の生き物についての市民の関心を高めるとともに、水辺の生き物が安心して暮らせる環境の保全・復元が全国に普及するよう活動を積み重ねてきた。活動期間は、2018年11月で満13年になる。構成団体数も現在では全国45団体になった。(表3)

ノーバスネットの設立準備段階から今日までの活動の概略は、次のとおりである。

i) ノーバスネット設立までの動き

2004年6月に外来生物法が成立したものの、環境省にとって法施行までの1年間は大変な苦勞であった。1年以内に規制対象にする外来種(特定外来生物)

を指定する必要があった。ブラックバスを特定外来生物に指定するかどうかを巡り議論が急に慌ただしくなった。ブラックバスが指定されることでバス釣りに陰りが出て売り上げに影響が生じることを恐れた釣具業界に煽ら

表3 ノーバスネット会員団体

(2018.10.20 現在 : 45 団体)

(NPO) 秋田水生生物保全協会
 阿武隈生物研究会
 生駒の自然を愛する会
 (NPO) エコバル化女沼
 岡山淡水魚研究会
 香川淡水魚研究会
 (NPO) かがしま市民環境会議
 霞ヶ浦ヲ礼キョットフィッシュバスターズ
 亀岡市地球環境子ども村
 (NPO) 亀岡人と自然のネットワーク
 亀成川を愛する会
 神崎川を守るしろい八幡溜の会
 外来魚問題連絡会 in 北海道東北ブロック
 近畿大学バスバスターズ
 (NPO) くすの木自然館
 佐渡在来生物を守る会
 滋賀県大生き物研究会
 (NPO) 穴塚の自然と歴史の会
 (NPO) シナイモツゴ郷の会
 城北水辺クラブ
 (一社) 水生生物保全協会
 (NPO) 生態工房
 生物多様性研究会
 生物多様性保全ネットワーク新潟
 ゼニタナゴ研究会
 (NPO) 茅ヶ崎公園自然生態園管理運営委員会
 土浦の自然を守る会
 (NPO) 鶴岡淡水魚夢童の会
 手賀沼水生生物研究会
 東海タナゴ研究会
 東京勤労者つり団体連合会
 ナマズのがっこう
 琵琶湖外来魚研究グループ
 びわ湖サテライトエリア研究会
 琵琶湖を戻す会
 ブラックバス問題新潟委員会
 ぼてじゃこトラスト
 水辺づくりの会 鈴鹿川のうお座
 (NPO) 水辺と生物環境保全推進機構
 深泥池水生生物研究会
 三ツ池公園水辺クラブ
 (公財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
 宮城大学自然研究部
 淀川水系イタセンバラ研究会
 淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク

れて「ブラックバスを指定しないよう」求めるバサー達による運動が全国的に広がった。最終的にはおよそ 10 万件もの指定反対意見が環境省に寄せられたのである。釣具業界等を中核とする日本釣振興会と釣魚議員連盟などからの抵抗に抗しきれず、ついには、環境省事務当局はブラックバスの第 1 次指定をあきらめ、半年先送りする方針を固めるに至った。

一方、環境 NGO 側では、このままでは外来生物法の規制がブラックバスに及ばなくなるとの危機感から、生物多様性研究会が全国内水面漁業協同組合連合会との共催で立教大学（東京）において合同シンポジウム「子孫に残そう日本の自然を！～つくろう、ブラックバス駆除ネットワーク～」を 2005 年 3 月に開催する準備を進めていた。

こうした動きの中、“ブラックバスは外来生物法の目玉で、まず指定することが望ましい”との小池百合子環境大臣の発言（2005 年 1 月）によって事態が一転した。3 月に予定どおり開催されたシンポジウムでは、小池環境大臣の決断を強く支持するとともに、ブラックバス駆除ネットワーク作りの必要性が議論され、約 300 の団体が駆除対策に自ら取り組む旨の共同宣言に賛同した。これが駆除ネットワーク構想について公になった最初だったと思われる。

これらの経緯をたどり、ブラックバスは特定外来生物として第 1 次指定され、外来生物法の規制を受けることになったのである。

ii) ノーバスネットの設立

ついで、法施行直後の 2005 年 7 月に生物多様性研究会が呼びかけ人になって、ブラックバス駆除に積極的に取り組んでいる団体に向けて、ブラックバス駆除ネットワークを立ち上げるための発起人会への参加を要請した。その結果、2005 年 9 月に東北大学（仙台）において設立準備会合が開催され、規約案、活動方針案などが検討された。そして、2005 年 11 月、立教大学（東京）において 15 団体が参集し設立総会を開催、会の名称を「全国ブラックバス防除市民ネットワーク」と決めたのである。ブラックバスの特定外来生物指定後においてもなお次のような危機感があったことが、この連合体の設立動機として強く働いていた。つまり、外来生物法施行によりブラックバスの防除は国の方針になったものの実効が上がらなければ対策が後戻りしかねない可能性があったことである。そのため、バス防除の活動を一層広げるとともに、バス防除の必要性について広く国民に対して普及啓発を行うことを活動方針としたのであった。

iii) ノーバスネット設立後の活動

ブラックバス防除対策の具体的な懸念は、ブラックバスの指定が難航した過程において大きな代償を払うことになった点である。

その第 1 は、環境省がブラックバスのキャッチ&リリースを容認したことである。外来生物法の規定では特定外来生物の野外への「放出」を例外なく禁止

しているのであるが、釣ってすぐに放せば法律上の「放出」には該当しないという環境省の「解釈」を公表したことである。これにより、キャッチ&リリースを釣りのスタイルとして信奉するバサーにとって何らの支障なくブラックバス釣りを楽しめることになった。そのため、釣ったブラックバスが密放流されることをノーバスネットは懸念した。現に、法施行後 13 年が経過した現在においてもなお、密放流が各地で行われている。

第 2 は、法施行以前から行われていたブラックバスの増養殖場・管理釣り場の経営を「生業の維持」として無期限に容認したことである。さらには、その延長で山中湖、河口湖、西湖、芦ノ湖の 4 湖における漁業権を既得権益として容認したことも大きな課題を残した。この 4 つの湖においては、釣りのためにブラックバスを放流すること、放流する魚を確保するため養殖場から運んでくることや海外から輸入することも許されることになったのである。こうした措置の継続も密放流の温床になる点をノーバスネットは懸念した。

このためノーバスネットでは、ブラックバス問題の所在を多くの市民に周知徹底することを活動の柱とし、まず初めに、5 月下旬の 1 週間を「全国一斉ブラックバス防除ウィーク」(ノーバスウィーク)としてキャンペーン活動を展開した。この活動は、名称を変えながらも現在まで続いている。(表 4)

表 4 ブラックバス防除のキャンペーン活動実施状況

活動実施年度	キャンペーン名	活動実施数	参加団体	参加者
2006 年度	全国一斉ブラックバス防除ウィーク	29	93	2405
2007 年度	全国一斉ブラックバス防除ウィーク	31	110	3809
2008 年度	全国一斉ブラックバス防除ウィーク	34	129	4166
2009 年度	全国一斉ブラックバス防除ウィーク	未集計		
2010 年度	全国一斉ブラックバス防除ウィーク	83	323	12876
2012 年度	水辺の生き物保全活動	161	398	25565
2013 年度	水辺の生き物保全活動	142	445	32945
2014 年度	水辺の生き物保全活動	128	285	34477
2015 年度	水辺の外来魚問題普及啓発活動	238	331	11843
2016 年度	水辺の生き物保全ネットワーク作り活動	117	329	7875
2017 年度	水辺の生き物保全ネットワーク作り活動	136	311	87055

このほか、ブラックバス防除活動を実施しようとする全国各地の団体向けに、ブラックバス防除のノウハウを掲載した冊子の出版を行った。この活動により

「市民によるブラックバス防除活動 (STOP! ブラックバス)」(2006 年度、2007 年度)、「NO BASS GUIDEBOOK 2009」(2008 年度)、「外来魚のいない水辺づくり」(2011 年度)が発行された。

これらを指導者用教材として、野外勉強会・学習会・自然観察会の開催、次世代育成のための「親子水辺の生き物調査隊」の結成、「子どもお魚博士」養成講座の開催、水辺保全活動講師の派遣等の事業を展開するほか、水辺の生き物保全に取り組む人々による全国規模のシンポジウム開催、外来魚防除に関する情報交換会の開催等の普及啓発活動を行ってきた。ノーバスネットの主な活動については、表 5 を参照。

iv) ブラックバス防除活動の今後の課題

この 13 年間の活動において、キャッチ&リリース問題も、管理釣り場・漁業権の問題も解決できていない。県条例によってキャッチ&リリースを禁止する県も幾つか出てきたが、違反に対する罰則が無いなど未だ十分ではない。

山中湖、河口湖、西湖、芦ノ湖の 4 湖における漁業権に関して、ノーバスネットは 2013 年の漁業権の更新時に、環境省、水産庁、山梨県、神奈川県に対し漁業権の廃止を求めて要望書を提出したものの、漁業権は 4 湖とも 10 年間延長されてしまった。ただ、芦ノ湖では、近年、ブラックバスを放流していないことは唯一の救いである。また、秋田県田沢湖で絶滅したと思われていたクニマスが再発見された西湖でも、クニマス保護のためにブラックバスの漁業権を返上する方針を西湖漁協が固めた旨の報道が 2018 年 9 月 9 日付けであったことは、明るいニュースである。2023 年に控える次の免許更新時には、他の 3 つの湖でも漁業権を返上しブラックバス防除活動を強力に推進するよう期待したい。

これらのことが解決しない限り、ブラックバス問題が終わることはないと思う。

さらに、水辺の生き物に対する脅威はブラックバスに止まらない現状に目を向けるべきである。近年では、アメリカザリガニ、ウシガエル、ミシシippia カミミガメなど外来生物による日本古来からの水生生物への重大な影響が顕著になっている。これらへの対応を含めた総合的な水辺環境保全対策が必要である。

表5 ノーバスネットの主な活動一覧

年度	主 な 活 動
H17	2005 ノーバスネットの設立
H18	2006 バスの密放流アンケート 全国のブラックバス管理釣り場リストの作成 全国一斉ブラックバス防除ウィークの実施 冊子「市民によるブラックバス防除活動(STOP! ブラックバス)」の発行 ポストカードによる「河川湖沼保全サポーター」事業の実施(全内漁連と協働) 全内漁連からの漁具等の貸与事業の開始
H19	2007 全国一斉ブラックバス防除ウィークの実施 冊子「市民によるブラックバス防除活動(STOP! ブラックバス)2007年度版」の発行
H20	2008 全国一斉ブラックバス防除ウィークの実施 冊子「NO BASS GUIDEBOOK 2009」の発行 ブラックバス等駆除実施市民団体リスト作成
H21	2009 全国一斉ブラックバス防除ウィークの実施(集計せず) 市民による「外来魚がいない水辺づくり」活動の実施
H22	2010 全国一斉ブラックバス防除ウィークの実施 市民による「外来魚がいない水辺づくり」活動の実施 徳島県北島町今切川における水辺整備事業に関する要望書を町長あて提出
H23	2011 琵琶湖の釣り大会に関し滋賀県知事あて意見書提出 冊子「外来魚のいない水辺づくり」発行
H24	2012 水辺の生き物保全活動の実施 雑誌「にぎやかな水辺」発行(1号) NHKの道徳ドキュメント『ブラックバスは人気者?悪者?』に関しNHK製作局長あて 是正申入書提出
H25	2013 水辺の生き物保全活動の実施 雑誌「にぎやかな水辺」発行(2号~5号) ブラックバスの漁業権を有する4湖沼の関し環境省、水産庁、山梨県、神奈川県に 対し漁業権免許の廃止を求める要望書提出 外来種被害防止行動計画案に対する意見書を環境省に提出 京都府亀岡市のアユモドキ保護に関する要望書を京都府知事・亀岡市長あてに提出
H26	2014 水辺の生き物保全活動の実施 雑誌「にぎやかな水辺」発行(6号~8号) 京都府亀岡市のアユモドキ保護に関する意見書を京都府知事・京都府公共事業評価 委員会あてに提出
H27	2015 水辺保全と外来種問題のためのプラットフォームづくり
H28	2016 水辺保全と外来種問題のためのプラットフォームづくり
H29	2017 水辺保全と外来種問題のためのプラットフォームづくり
H30	2018 水辺保全と外来種問題のためのプラットフォームづくり